

【中国】人体臓器提供及び移植条例の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2023年12月4日、国民からの臓器提供を促進し、公平で効率的な臓器移植を保障するため、新たな行政法規として人体臓器提供及び移植条例が制定された。

1 背景と経緯

中国では臓器移植手術を実施する医療機関が増え、世界第2位となる年間約2万例(2022年)の臓器移植を行っているが、臓器提供の不足のため、臓器移植の件数は、希望者数に比べはるかに少ない¹。一方で、現在の中国では死刑囚の臓器摘出は停止され²、2007年に国务院の行政法規として制定された人体臓器移植条例³等により臓器の売買も禁止されている。また、公平で効率的な臓器移植実現のため、2013年、中国人体臓器分配・共有システム(China Organ Transplant Response System: COTRS)が稼働し⁴、2019年には、人体提供臓器摘出及び分配管理規定⁵が制定されている。公平で効率的な臓器移植を保障し、臓器提供を促進するため、人体臓器移植条例を基にした新しい行政法規である人体臓器提供及び移植条例の条例案が、2023年10月に国务院常務会議で可決、同年12月4日に公布された。2024年5月1日に施行される⁶。

2 人体臓器提供及び移植条例の概要

(1) 章構成

本条例は全5章50か条から成る。第1章：総則(第1条～第7条)、第2章：人体臓器の提供(第8条～第14条)、第3章：人体臓器の摘出及び移植(第15条～第34条)、第4章：法的責任(第35条～第49条)、第5章：附則(第50条)

(2) 総則(第1章)

本条例は、中国国内における臓器の提供及び移植に適用される。角膜、骨髄等は適用対象外とする(第2条)。本条例では、習近平政権のスローガンである人民至上・生命至上を堅持し(第3条)、中国紅十字会⁷は臓器提供事業を推進し、宣伝、ドナー登録、記念等を行い、提供

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

¹ 黄洁夫「完善工作体系 优化工作机制 人体器官捐献和移植事业迈上新台阶」2023.12.14. 司法部 <https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202312/t20231213_491479.html>

² 中国では1984年に死刑囚の臓器利用に関する規定が制定され、2009年、移植臓器の65%が死刑囚から摘出されていたことを中国政府高官が認めた。2014年、死刑囚からの臓器摘出を2015年以降行わない方針が中国政府から発表された。劉建利「中国における臓器移植の法的問題の現状と課題」『比較法学』53巻2号, 2019.12, pp.151-169. 2015年以降も少数民族等の囚人からの臓器摘出の疑いが指摘されている。「中国少数民族、臓器摘出の対象か 国連人権専門家らが懸念」2021.6.15. AFPBB News ウェブサイト <<https://www.afpbb.com/articles/-/3351678>>

³ 第3条に、何人も臓器売買及びその関係活動を行ってはならないとの規定があり、新条例第6条にも同じ規定がある。「人体器官移植条例」『国务院公报』2007年第15号, 2007.5. <https://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content_621229.htm> 2007年3月31日公布、同年5月1日施行、国务院令 第491号)

⁴ 中国語原文は「中国人体器官分配与共享计算机系统」。患者の状態、居住区域等に基づき臓器提供先を決定する。

⁵ 「卫生健康委关于印发人体捐献器官获取与分配管理规定的通知」『国务院公报』2019年第16号, 2019.6. <https://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5397751.htm>

⁶ 「人体器官捐献和移植条例」2023.12.14. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6920195.htm> (国务院令 第767号) なお、人体臓器移植条例は、本条例の施行と同日に廃止される。

⁷ 中国の赤十字組織。2017年、同組織の設置法(「中华人民共和国红十字会法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc>

に係るネットワーク、コーディネーターの組織を強化する（第5条）等の規定が新設された。

(3) 臓器の提供（第2章）

臓器提供は自発的、無償を原則とし、何人も他者に提供の強制等をしてはならない（第8条）。提供者の意思表示は書面による（第9条）。18歳未満の公民（国民）からの生体移植を禁ずる（第10条）。生体移植を受けられるのは、ドナーの親族に限られる（第11条）。本条例では、国は死体からの臓器提供を奨励し、公民は紅十字会が運営するシステムを通じ、臓器提供の意思を表明できる（第13条）、紅十字会は、死体の臓器を提供したドナーの親族に提供証書を発行し、ドナーに対する記念施設を設置し、記念行事を開催する（第14条）等が新設された。

(4) 臓器の摘出及び移植（第3章）

死体の臓器を摘出し、同時に移植も行う医療機構は、死体摘出担当部門が移植担当部門から独立していなければならない（第15条）。死体の臓器を摘出できる医療機構は、省級政府の関係部門の定める区域内で摘出を行い、医療機構が条件に合う潜在的ドナーを発見したときは、紅十字会に通報しなければならない、何人も臓器摘出を目的として、管轄区域を越えて潜在的ドナーを移送してはならない（第16条）。摘出担当部門は、事前に医療機構の倫理委員会に審査を申請しなければならない（第17条）。倫理委員会は医学・法学・倫理学の専門家で構成され、移植関係の専門家が全体の4分の1を超えてはならず、3分の2の委員の同意により、摘出申請を許可することができる（第18条）。死体からの臓器摘出は、ドナーの死亡判定⁸後に行わなければならない、摘出・移植を行う医療従事者は、死亡判定に参加してはならない。臓器摘出時には、紅十字会が派遣するコーディネーターの立会いを受けなければならない（第19条）。

死体から摘出した臓器の分配は、公平・公正・公開を原則とする。親族に臓器提供を行った者がいるレシピエントは、優先的に臓器が分配される（第20条）。死体からの臓器は、国务院衛生健康部門の分配システムにより分配されなければならない、医療機構等は、分配されていない臓器等を用いて移植してはならない。同部門は、分配状況を定期的に公開しなければならない（第21条）、同部門等は、臓器輸送の優先通行体制⁹を構築する（第22条）。

臓器移植を行う医療機構は、国务院衛生健康部門に申請を行い、同部門は、受理から5日以内に専門家の審査会を開き、審査会から15日以内に決定しなければならない（第23条）。手術を行う医師は、省級政府の関係部門の認定を受けなければならない（第27条）。生体移植を行う医療機構では、移植担当部門が、機構内の倫理委員会に申請を行わなければならない、委員会は3分の2の委員の同意で、申請を許可することができる（第28条）。医療機構は、手術費、検査費、薬剤費、臓器摘出費等以外の費用を得てはならない（第32条）。摘出、移植を行った医療機構は、実施状況を省級政府の衛生健康部門に報告しなければならない（第34条）。

(5) 法的責任（第4章）

臓器売買又はその関連活動を行った場合（第37条）、医療機構が登録を行わず、又は所定の要件を満たさず移植を行った場合（第38条）、倫理委員会の同意なく臓器を摘出した場合（第42条）、医療機構が第15条、第19条等の規定に違反した場合（第43条）、ドナー等の個人情報、コーディネーター、医療機構等が漏えいした場合（第45条）等の罰則を設ける。

gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4NDY0YzA5Yzk%3D 2017年2月24日改正、同年5月8日施行、中華人民共和国主席令第63号）が改正され、臓器提供の推進が職責に加えられた（第11条）。

⁸ 政府機関等により脳死判定の指針は作成されているが、中国には死亡の基準を定める法律はない。劉 前掲注(2), p.163.

⁹ 中国語原文は「遗体器官运送绿色通道工作机制」。臓器の迅速な輸送を行うため、2016年から実施されている。